

鎮西学院情報公開規程

学校法人 鎮 西 学 院

鎮西学院情報公開規程

(趣 旨)

第1条 学校法人鎮西学院（以下「学院」という。）は、公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるよう積極的に情報公開をすることとする。

(情報開示)

第2条 私立学校法第47条で開示が義務付けられた書類および在籍学生数等の情報を備付け、その書類の閲覧またはインターネットにより公開をする。

(開示対象の書類)

第3条 次の書類はインターネットにより情報公開するほか所定の事務所に備付け、閲覧請求があった場合の対象書類とする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支計算書
- (4) 事業報告書
- (5) 監事による監査報告書
- (6) 在籍学生数等

(備付けの場所)

第4条 閲覧対象の書類は、次の事務所に備え付ける。

長崎県諫早市西栄田町 1212 番地 1 学校法人鎮西学院 本部総務課

(備付け書類の閲覧申出)

第5条 第3条に掲げる書類は、閲覧請求があった者に対し公開する。

ただし、第8条に抵触する場合はその限りではない。

(閲覧申出の方法)

第6条 閲覧の申出は、次に掲げる事項を記載した「書類閲覧申出書」を学院に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名、事業所名、団体名及び代表者名並びに閲覧申出に来院した者の住所氏名のほか電話番号等

- (2) 閲覧したい書類を特定するための必要な事項
- (3) 閲覧目的

(禁止行為)

第7条 閲覧する時は、書類を汚損し、若しくは毀損し、又は閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の拒絶)

第8条 次の項目に該当するときは、閲覧を拒否することができる。

- (1) 就業時間外や休業日に請求があった場合など、請求権の濫用に当たる場合
- (2) 学院を誹謗中傷することを目的とする場合など、明らかに不法、不当な目的である場合
- (3) 開示すべきでない個人情報が含まれている場合。ただし、当該部分を除いて開示することは差し支えない。

(インターネットによる情報公開)

第9条 毎会計年度終了後インターネットによる情報公開をする。

第10条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は2008年4月1日から施行する。

書類閲覧申出書

下記書類の閲覧を申出いたします。 (申出日 年 月 日)

住 所					
ふりがな					
氏名又は 事業所名	㊟				
住 所					
申出来院者名					
	TEL	携帯電話			
開示の方法	(1) 閲 覧		(2) 写しの交付	(3) 視聴	
学院との関係	<input type="checkbox"/> 学生・生徒及び保護者・園児保護者 <input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> その他 { }				
閲覧したい書類	<input type="checkbox"/> 財 産 目 録 <input type="checkbox"/> 事 業 報 告 書 <input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表 <input type="checkbox"/> 監事による監査報告書 <input type="checkbox"/> 収 支 計 算 書 <input type="checkbox"/> 在籍学生数等				
閲 覧 目 的					
学 院 使 用 欄					
閲 覧 時 間	時 分 ~ 時 分				
立 会 人 氏 名					
承 認 日	理事長	院 長	事務局長	総務課長	受 付
年 月 日					

■ 次に該当する場合は、閲覧をお断りします。

- ① 就業時間外や休業日の閲覧申出。

書類閲覧申出拒否決定通知書

様

年 月 日付けで申出のあった文書の閲覧申出については、学校法人鎮西学院情報公開規程第8条の規定により、開示申出を拒否することを決定しましたので通知します。

年 月 日

学校法人 鎮西学院 理事長 林 田 秀 彦 ㊞

閲覧書類の件名	<input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 収支計算書 <input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 監事による監査報告書 <input type="checkbox"/> 在籍学生数等
開示申出を拒否する理由	
備考	

